

令和6年5月8日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長

高 井 康 之

(公印省略)

指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について（情報提供）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年4月1日より、地域包括支援センターの設置者に加え、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援事業を行うことができることとされました。

本通知は、指定居宅介護支援事業者が実施する指定介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合、当該利用者は、地域包括支援センターが実施する介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業の対象者となりますが、この際、当該利用者が引き続き当該指定居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合の事務手続き等について、別添のとおり整理したとの事務連絡が厚生労働省より、各都道府県・市町村介護保険主管部局宛てに発出された旨の日本医師会からの情報提供です。

当面の間は、指定の状況を踏まえながら、第1号介護予防支援事業の一部を指定介護予防支援事業者としての指定を受けている指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、あらかじめ運営協議会の意見を聴いたうえで、利用者ごとに行うのではなく、包括的に委託を行うことも差し支えないとされ、包括的な委託を行った場合の事務フロー（イメージ）等について示されております。

ついては、貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

○介護保険最新情報 Vol. 1260

指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について（情報提供）（令 6.4.26 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 事務連絡）

＜担当＞ 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737